防医経施第314号

4. 5. 1

事 務 局 長 殿

防衛医科大学校長

施設整備工事(部隊外注工事)の実施手続について(通達)

改正 平成23年12月27日 令和 5年 6月30日

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類:施設整備工事(部隊外注工事)の実施手続

施設整備工事(部隊外注工事)の実施手続

1 目的

この手続きは、防衛医科大学校における施設整備工事(部隊外注工事)について 通用する。

- 2 部隊外注工事の実施者 部隊外注工事の実施者は、事務局長とする。
- 3 部隊外注工事
 - (1) 事務局長は、部隊外注工事に係る基本計画書が承認された後、工事計画書(工事実施計画を変更する場合を含む。)を作成する。
 - (2) 事務局長は、部隊外注工事に係る工事実施計画書に基づき事務局企画部長に 工事実施の指示をする。
 - (3) 部隊外注工事の発注方法は、物品管理細部実施要領について(防医物管第1号。13.3.28) 第9項を準用する。

4 その他

部隊外注工事の実施は、第1項から第3項によるもののほか、陸上自衛隊の施設の取得等に関する達(平成19年陸上自衛隊達第82-3号)を準用する。